法 と 甘 え (上)

大 嶽 浩

Law and "Amae" (I)

Hiroshi Ootake

目 次

はじめに

- I 二つの前提(比較と調和)について
 - ー 「Gesetz と Recht」の比較 (以上,本号)
 - 二 「ein Mann と男・女」の比較
 - 三「vorとunder」の比較
- Ⅱ 考察の主体(行動と甘え)について
 - 一 「穴と門」の比較=行動意識=について
- 二 「名詞的甘え」と 動詞的甘え」の比較=さらに,他律的か,自立的か=についておわりに

はじめに

「法」とは何かを探求することは法学における重要かつ困難な問題であって、「あらゆる法学者が今もなお法の概念について定義を探し求めている」(カント) 状態であり、定説となりうるものはない。したがって、例えば「正義」を定義するのにアリストテレスが、いわば真性の「正義」である一般的正義には直接触れずに、狭義の正義(特殊的正義)を"措定"して、これの考察に力を注いだ、というような方策に倣わざるをえないであろう。すなわち、ナポレオンのいうように「目標さえ理解していれば、それに向かって直進する必要はなく、迂回してもよいし、停滞してもよい。ただ、そうしているうちに志が消えてしまうことさえなければよい」のである。

これに反し、「契約」は一般的には法や正義の下位概念であるから、契約の定義にあたっては、それほどの困難さはない。ある「措定」されたものの範囲内での定義になるからである。たとえば、契約とは「当事者の合意によって当為の規範を創設する私的立法行為」と、明確に定義しうる。

カフカの手になる作品の一つに「掟の門」という短編がある。これはデリダもいうように「文

22 法と甘え(上)

学作品」であるから、どのような邦訳であってもかまわないが、原題は Vor dem Gesetz であるから、直訳すれば「掟の前に」というようなところになるであろうか。

契約自由を大原則としている実定法――般法だけでなく、特別法も含む―の具体的法規(掟)が、いままさに、適用されようとしている「場合(現実)」での「(ある) 人」と、「(特定) 番人」との「問答」を私的立法行為(契約)と看れば、そこには、日本人の深層心理に「非常に多く見られる」といわれる、いわゆる「甘え」観が存在する余地は「全く、ない」ように思われる。たとえ、「掟の門」の門は大きく開け放った門であっても、〈一介の一役人〉である門番と、一人の普通の、法律専門家でない者が「入る」契約を結ぶということは、その普通の人間があえて「狭き門」に入ろうとすることだから、日本的「甘え」観は介在しないようにみえるのであろう。

確かに、彼の地には「甘え」に該当する用語例ー言葉、単語として一は存在しないかもしれない。しかし、そっくりそのまま「他の言語の中に見い出すことが困難」というだけの理由で、直ちに「甘え=日本特殊観念」説に組してしまってもよいでのあろうか。疑問に思う。

現実に、わたくし達は日常的に「甘え」の現象を多方面で、見聞は、している(ようにみえる)。それは、「甘え」が慣行(文化)と密接に繋がっているからであろう。しかし、だからといって「甘え」観は日本だけにしかみられない特殊な現象である、と断定してしまってよいであろうか。「慣行は法の内容的母体」といわれるが、その法自体がローマ法を継受しているのであるから、断定するには十分な検討が必要である。つまり、日本的「甘え」観念とおもわれているものでさえ、法的観念と無関係ではありえないのではなかろうか、むしろ、甘え観念は、法的観念と密接な関係にあるのではないだろうか、という逆転の結果さえ予測してしまうのである。これはとりもなおさず、ドイツ法は地域慣行を取り込み、ローマ法を継受しており、日本法も慣行を尊重し、そのドイツ法を継受し結果的に、ローマ法の精神を受け継いでいるからである。いずれにしても日独の基本的な用語の概念の「比較」検討という作業が必要となる。

そこで小稿においては、まず、考察の前提として、Gesetz および ein Man、そして vor の「訳し方」を確認する。ついで、「掟の門」が「審判」の「入れ子」になっているのを「甘え」との関連で考察することにしたい。考察にあたっては、できうるかぎり「甘え」の事例を収集すべきであろうが、小稿では「掟の門」を素材にして考察することにする。

そして,「きわめて日本的なもの」から「普遍性」を考えることの一方策になればと, 思う。。

注

- 1)渡部昇一『続・知的生活の方法』(講談社現代新書、昭和54年) 105頁参照。
- 2) 勝本正晃『債権法概論(総論)』(有斐閣,昭和24年)22頁。
- 3) ジャック・デリダ/三浦信孝訳「カフカ論 「掟の門前」をめぐって」(朝日出版社, 1986年) 参照。
- 4)「2つの悩める魂の対立」という点で、ジィド/山内義雄訳『狭き門』(新潮文庫、昭和50年) 所収 の石川淳「跋」(同書、231~236頁) を参照。
- 5) 鈴木孝夫『言葉の社会学』(新潮文庫, 平成3年) 24頁参照。
- 6) 大塚久雄/川島武宜/土居健郎『「甘え」と社会科学』(弘文堂, 昭和51年) 参照。

- 7) 出隆『哲学以前』(講談社学術文庫, 昭和63年) 165頁参照。
- 8) 司馬遼太郎「この国のかたち 三」(文芸春秋, 1992年)参照。もちろん,「甘え」観が彼の地にも存在することが証明されれば、このことーきわめて日本的なもの・特殊から、普遍に至るという図式ーは成立しないということになる。しかし、又、たとえ、両者に存在するものだとしても(少なくとも、法的概念としては共通だとしても)、どうして、日本の場合、日常の実際生活の現実場面において、あまりにも多く散見されてしまうのか、このことが彼の地に比較して「特殊的」というのであれば、この命題は、誤りのない、当然のことである、ということになる。

I 二つの前提(比較と調和)について

カフカは「到達しえない目的を意識しながらも、あくまでも書くという行為によって、一歩でも目的に近づこうとする」人物だといわれている。

迂回もせず、停滞もしないで「目的」に一歩でも近づこうとするカフカは、「父」と厳しく「対立」しようとした。その意図は、極わめて日本的な、例えば「闘い続けることだけが、父を向うへやらない手立てである。それが私の歩む道である。他に道はない。」というような、いわば、相手を内へ取り込もうとする態度とは異なり、あくまでも「むく」ことで、すなわち表現することで他者に自己を知ってもらおうというところにある。

この「対立」が、たとえ「…〈門〉はすでに〈玄関〉の反復であり、その二つの〈閾〉は同じものである。」とされるような2者の対立観が薄らいでしまうようなものであろうとも、思考の根底・出発点はあくまでも「比較」行為であるから、当然に、「2」項図式が前提になるのである。

2項図式といえば、「精神と物体はふたつの実体であって、前者は思惟を、後者は延長を属性とする。精神は考えるだけで、肉体(物体)をもたず、他方物体は延長だけであって考えない」とするデカルトの二元論が想いおこされる。この二元論は近代の合理主義精神を代表するものであるが、彼は「一体精神と物体(物質)はどのように交渉する」と、考えたのであろうか。彼の主張は答えになっておらず、この矛盾を解くことがこの後の哲学の分野の課題であったが、法学の分野においてはこの「二者択一の論理」が時代を越えて貫徹している。

このことは、「掟の門」の当事者に当てはめてみればよく理解できる。この物語の登場人物は2者である。すなわち、「特定」番人と「ある」人である。「(特定)番人」自身の性質の問題(番人が、公務員であるかどうか、ということ)はひとまずおくとして、「(ある)人」との「問答」は、「契約自由の原則」が適用される典型的な事例ではないだろうか。契約を締結「する/しない」の、まさに二者択一的であるからである。。

しかし、近代合理主義の精神は「思考の過程、あるいは、ものを考える過程で、さまざまな 夾雑物、余計な要素を取り除き、いくつかの単純な原理にしたがって論理を進めようとする思 考法をとる」のであり、法学は特に、その傾向が強い。つまり、「甘える」観念なるものは夾 雑物、余計な要素と認定されて捨象されているのではないだろうか、といった疑問が生じる。)

24 法と甘え(上)

この疑問に答えるには、ある種の疑制が必要になるであろう。たとえば、「変化を切れ切れにして幾つかの状態にして置けば、我々は物に対してはたらきかけることができる」のであるから、現実・生の生活で生じる「甘える観念(動詞的甘え)に対する「甘え」(名詞的甘え)を"措定"して、この「甘え」を考察することで、「甘える」観念の核心にせまれないだろうか。いわゆる「甘える」観念は、ゆるすぎる、すなわち、概念が大きすぎるのであるから、いわば小さな「甘え」観念を想定しようとするものである。「眼の前にあるのは全体の部分ではなくて全体に向かって」切り取った「ノートに過ぎない」のであるから、番人とある人の「問答」から「名詞的甘え」を「切り取る」ことが可能である。

基本的に「日本の文は部分からはじまって、全体に及ぶ」のであって、けっして、その逆ではないとされる。したがって、西洋的法概念から捨象されやすい「甘える」観念を、日本的法観念からは摘出しやすいのではないだろうか。加藤周一氏は、その著『日本文学史序説』(上下、筑摩書房)で、つぎのように指摘している。すなわち、「…日本語の文は、その話手と聞き手との関係が決定する具体的な状況と、密接に関係している (…だから) その場で話が通じることに重点をおき、話の内容の普遍性(それは文の構造の普遍性と重なっている)に重点をおかない文化と切離しては考えることができないだろう。」と。

住居に対処する行動を見てみれば、一層契約に対する「番人と男」に対する日独の考え方の 違いが明瞭になるだろう。

まず最初は、壁と床の関係からみてみる。西欧的な「…「壁」という直線的な秩序(に対し、日本の)「床」という平面的な秩序…」が存在する。そして「西欧の都市が「形式」を重んじてきたのに対し、わが国ではその「内容」を重視するという基本的差異があったとしても、わが国の都市の背後には目に見えない「隠れた秩序」があ(る)…」のである。靴についていえば「…西欧では家の外でも内でも同じような履きものによって生活が営まれ、家の内部と外部とが空間秩序として同一視されてきた…のである。」10)

ついで、ドアについてみてみれば、決定的な差異は、ドアの機能的な仕組みではないであろうか。ドアが内側に開くのか、外側に開くのかの構造的な仕組みの違いからくる「内に、とじこめられている」と思い込んだときの対応が、当然、逆になる。彼らは「永遠にドアを押し続ける」し、わたくし達は「永遠にドアを引き続ける」のである。発想の転換は不可能に近いのかもしれない一単なる家のドアの仕組みの違いが、「引く/押す」という行為を通して契約思想の「形成」に大きな影響をあたえるといっても、過言ではない。

デカルトでさえ、『方法序説』の中で「建築の例え」を持ち出しているように建築様式は、 思考形成に多大の影響を与えている。¹²⁾

"ドアによる〈内と外〉の区別"は、つぎのような現象を惹起する。すなわち、「「内」には 秩序と安全があり、「外」には無秩序と不安定が渦まいている」ので、「内」の世界は薄いドア 一枚の「境界」によって防衛されなければならない」。「「内」は過去、「外」は未来に対応させ ることができる」のでドアという「境界」が現在ということになる。この「現在」の役割は「未 来の侵略から過去を守ることにある。「引く」ことの,そして「押す」ことの行為は重要な意味を持つ。。

しかし、わたくし達日本人は「内と外の区別に疎く」、例えば、劇場でいうと「舞台と客席の境界に厳密な区別を意識することはない」。西欧の劇場では、舞台と客席の境界に、豪華な額縁が用意されており、「同時にそれは、内と外との境界ということでもある」。したがって「観客は間違っても額縁を越えて舞台に上ることはできないし、演技者が観客の中に入ってくることもない」のである。

「場」を"措定"することで、そこに登場する2者の区別の絶対性を高めているのである。あるいは、2者を区別しなくても「場」を設定するという間接的な行為で、2者を厳しく区別してしまうのである。ここで、「場」の一形態である「門」についてみてみよう。"門による〈内と外〉の区別"である。「掟の門」を「(特定の)番人」が守っているが、彼は「一とう下っ端の門番にすぎない」という。門内においては「先へ行くほど威力を大きくする」門番がいるのであるから、一番外側にいる彼が「一般法」の番人で、順に中へ入るにしたがい、「中間法」から「特別法」の番人という図式を描くことができる。門外が契約自由の原則でいうところの「(契約)しない」領域、あるいは自然法の領域ということになろうか(関係図 I 参照)。

しかし、彼は「場A」で「(ある) 男」と「対立」したのであり、それは「不幸なめぐり合わせ」とされるように、実際には「他にも門番たちがいることを忘れて」いるし、彼は、「掟の内部を知らない」プロにあるまじき杓子定規な人物である。勿論そこまで言い切れないとしても、少なくとも、彼は日々恒常的に、法規の解釈を確認するという作業を怠って、プロにあるまじき「専門知識の不足状態に落ち入っている」ということができる。そうであるとすれば、関係図 I とは反対に彼は、特別法の番人とした方がよいことになる。一般的な法システムでは、まず、一般法が根底にあり、全体を包含しているから、一番外側の番人は「場A」(「場B」、「場C」)の領域では当然一般法的な規制を受けるはずだが、実際の機能では彼は特別法の役割を担っていることになる。(関係図 II 参照)。

このことは「掟の門」と「審判」の「逆-いれ子,逆の深淵化の構造的な可能性」に注目すれば,容易に推測できることかもしれない。

「掟の門」の番人が、一般法の番人か特別法の番人か、ということは、彼と対峙する「(ある) 男」にとっては正に、男の運命を決してしまう大問題であるのに、「田舎から出てきた男」には、その区別が全くできていない。「掟の門」の「問答」は、いわば専門家と素人が「契約交渉」しているのであるから、区別ができないということは、致命的である(もちろん、番人を「公務員」或いは究極的に「為政者」と考えた場合には、彼の応答は、その区別のできない人に対して、非常に不適切なものとなる。あるいは、職権濫用罪に該当するかもしれない)。

掟の門は、「大きく開かれている」が、「変身」のグレゴール・ザムザの部屋は「ドアが内側にすっかり開かれてはいても、彼の姿はドアのうしろになっていて」見ることができない。彼の部屋には「3つ」のドアがあり、いずれも内開き方式だと推察される。¹⁷⁾

26 法と甘え (上)

部屋という場にいたるのに「3つ」の複数の手段が平面的(\rightarrow 同時的)に提示されているわけで、「掟の門」が線行的には「3つ」の門が用意されてはいても、同時的には門は「1つ」であり、かつ最初の門は「特別の門」でもあるから、たとえ掟は多様でも「掟の門」の門は単一性が特徴である。いわば、異時的に「1つ」の門が存在するのであるから、「変身」とは異なり、常に「1つ」の門を考察の対象とすればよい 18

「変身」は、グレゴール・ザムザという「特定」の人間が自分の判断で「鍵をかける」が、これは、たとえば「人形の家」のノーラが、そのラストで「ガチャン」と鍵をかけると同じことで、ノーラほどには積極的に自立心の存在を認定しがたいとしても、ザムザの行動にそれを認めてもよいであろう。しかし、「掟の門」の男は原語が das Man であることからうかがえるが、「ある人」としたほうが原意に近い。すなわち、本人の自立心云々という前に、Gesetz をどのように理解するのかがより重要になる。もちろん、Recht との関連においてであり、デリダが、門番と男との間の「あの独特な眼差し」といっているが、掟の本質がはっきりしないからこそ、両者の「眼差し」が「Gesetz と Recht の交錯」という問題に進展するのである。

裁判とか契約というものは、好むと好まざるにかかわらず、まず権利、義務を明確化することから始められなければならないことは、当然のことである。契約に当たって明確に意見交換するなどということは、日本人の精神構造には肌が合わないものと、考えられて「明確化する」ことが放置されやすい。²⁰⁾

「放置」されているので、そこから「甘え」の構造が見え隠れするのであるが、「問答」だけをみれば「掟の門」も、わが国と同じように「放置」されているように見える。しかし、「掟の門」が「入れ子」/「逆・入れ子」の現象をひきおこしているように、他の部門(文学作品)で、解決の手がかり-入門の可否-を用意(発表)はしている²¹。

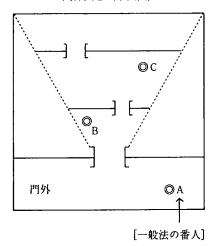
注

- 1) 吉田正己「原田義人『審判』(新潮文庫,昭和46年)・解説」同書338~343頁所収,340頁参照。
- 2)藤原正彦『数学者の休憩時間』(新潮文庫,平成5年)304頁参照。
- 3) 小林康夫『起源と根源』(未来社, 1991年) 9頁参照。
- 4) 小場瀬卓三「デカルト/小場瀬卓三訳『改訳 方法序説』(角川文庫, 昭和48年)・解説」同書98~ 125頁所収,114頁参照。
- 5)「(特定) 番人」を「公務員」と代替した場合の彼の「問答」を「行政指導」と看る立場については、 別稿で扱う。
- 6) 山本雅男『ヨーロッパ「近代」の終焉』(講談社現代新書, 1992年) 216頁参照。操作的定義が要求 される所以でもある。
- 7) ベルグソン著/河野与一訳『哲学入門・変化の知覚』(岩波文庫, 昭和50年) 84頁参照。
- 8) 同上, 25頁参照。
- 9) 井上ひさし「部分と全体」(井上『言葉を読む』中公新書,昭和60年,75~85頁所収)79頁参照。
- 10) 芦原義信『東京の美学-混沌と秩序-』(岩波新書, 1994年) 7, 8, 50頁参照。
- 11) ワルター・シュルツ著/金子昌弘訳『哲学の否定』(二玄社,昭和55年) および橋爪大三郎『言語と社会理論』(勁草書房,1985年) 参照。
- 12) デカルト・前掲書,34頁参照。さらに、ヘーゲル/武市健人訳『歴史哲学 上巻』(岩波書店,

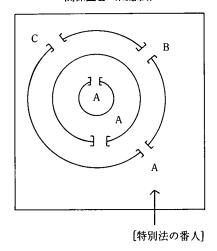
1995年) 55頁, 聖トマス/高桑純夫訳『形而上学叙説』(岩波文庫, 1990年) 29頁およびポアンカレ/平林初之輔訳『科学者と詩人』(岩波文庫, 1990年) 62頁参照。

- 13) 山下純一「内と外」(『数セミ』1988-11, 95頁所収) 95頁参照。
- 14) 谷川正巳「建物の唄が聴こえる (完)」(『学鎧』1988-12, 56~59頁所収) 59頁参照。
- 15) デルダ・前掲書, 90頁参照。

関係図 I (平面図)



関係図Ⅱ (概念図)



- 16) 一 内は、法規範(社会規範のなかの一つの規範)が支配しているという前提である一道徳、 慣習といったもろもろの社会慣習はひとまず考慮外とするー。
 - 勿論,両図とも 内での行動が対象であり, 外での行動は治外法権とする。そこでは 必ず,「対立/比較」が必要で両作業は「補完」しあう。しかし,問答を通して,ある結論を出す ことができないー A の存在(位置)が不明なのであるー。 「審判」の最後のところで,「K」を中心 にした「3すくみ」状態が「両刃のナイフ」で断ち切られて終末を迎える場面がある。「K は身体 をこわばらせて二人のあいだにはさまれて歩いていったが,今では三人が統一体を形づくっている ので,一人が倒されれば,全部がめちゃくちゃにされてしまうほどだった。ほとんどただ無生物だ けが形づくりうるような統一だった。」のを「(Kを) "長くて薄い両刃の肉切り包丁"で切ってしまったのであるが,「切る」前の「3すくみ」状態を「調和状態」とみるのである。すなわち,門番「A ~ B~ C」の関係および「番人~ 掟~ 男」の関係は,いつまでも継続することが予定されており, 男の入門が成就しないことこそが,「真」一法の本質ーなのである。
- 17) 小幡陽次郎『名作文学に見る「家」」(朝日新聞社, 1993年) 206頁参照。
- 18) デルダ・前掲書, 72頁参照。
- 19) デルダ・前堤書, 61頁参照。

ドイツ法の特色を示すものとして、よく「法は法」という観念が持ち出される。しかし、これは、「(誤った) 通説」ともいうべきもので、実際には裁判官の「法創造」の役割は大きいのも事実である。これは、両者の「眼差し」に重大な法的関心を寄せている証左でもあろう。

「正義の女神・ユスティテァ」像の一つは"目隠し"をしている。しかも、その目隠しの下から"涙"らしきものを流している図さえ、見かける。さらなる、法的創造力が期待される所以でもある。

- 20) 高橋保治「民法という法律・17 自立の構造とヨコの関係〈契約④〉」(『時の法令』平成5年9月 30日号、49~62頁所収) 49頁参照。
- 21) 高橋・同上, 51頁参照。

ー 「Gesetz と Recht」の比較

まず、カフカ自身の手になる「掟の問題」からみてみることにする。その冒頭でのべられている、「われわれの国の掟は、一般の人びとには知られていない。」という記述に注意を払わなければならない。すなわち、掟はひと握りの「貴族」の「秘密」だというのであるが、「掟の門」の番人が貴族だとすれば、一般の人である「田舎の男」は「掟について何も知らない」ということが、前提になるからである」。

「田舎の男は掟について何も知らない」ということは、この作品の「問答」は、いわばプロとアマチュアの「対立」であるから、両者の「契約交渉」は対等の立場で為されていない、ということとが、まず、了解されなければならない。したがって、当然のこととして両者の「すれ違い」から「何か」が「発生」しているはずである。それにもかかわらず、法学の世界ではそのような「何か」は、「夾雑物」として取りのぞかれてしまっている可能性が高いので、カフカ自身による「掟の問題」を一つの手がかりとして、その「何か」が何であるかを、明らかにすることとしたい。

カフカはさらに、「掟は、そもそも最初から貴族の利益になるように制定されたもの」でありながら、なんと、貴族は「掟のそとに立っている」といっている。男からみる掟は番人の手中にあるように見えたからこそ長い年月の間、なんとか門の中に入ろうと努力(問答)をしたのであって、仮にも番人が掟の内容にかかわっていないとしたら、「男の努力」はどういう意味をもつことになるだろうか。それどころか、もしかしたら、「われわれが存在すると決めてしまっている掟など、ことによると全然存在しないかもしれない」のであれば、「男の門の中に入ろうとした努力」は全く無意味なものとなるはずである。しかし、もし、完全に存在しないのであれば番人と男の「問答」が継続することなどありえないのであるから、少なくとも、

「掟の内容そのものが、その存在を秘密にしておくことを要求している」から、外観上、掟の 形が明瞭になっていないというだけのことであろう。そうした事情はカフカが、掟は「単に存 在している」のであり、しかも、男が一方的に存在しているはずだと、「そう推定しているだ けのことであるかもしれない」と、のべていることから、うかがいしれる。

「門の中へ入る許可を願っているのに番人が認めてくれない」ということは、男の契約の申 し込みが番人からみて法的な不備があるということであろうから、番人の態度をあげつらうよ りは、むしろ、男が「憎まなければならないのは自身」である。なぜなら男には「まだ掟をも つにあたいすると認められるだけの実力がない」からである。

あるいは、「自身の法的不備による締結不能が原因で、門の中へ入ることができない」という立場を採らないのであれば、番人の行動を全般的に否定すればよいのであるが、残念ながら、彼には「否認する勇気がない」のである。

男は、不利な立場でありながら、なぜ、あえていつまでも番人に依存するという形で「登場」 し続けるのであろうか。アマチュアである男が、プロ(番人)を相手に契約交渉することの意 義は、その「問答」を通じて内面的と、外面的の観点の異なる2つの「課題」を提供すること にあるのではないだろうか。³⁾

まず男の門内に入りたいという「願望」にからむ内面の問題である。内面上の問題は両者が対等であることを要求しない。したがって,「甘え」の定義である「他者に接近し,そしてその相手と一体となりたいという,そういう感情ないし行動」から敷衍すれば,番人(プロ)と合意したいという彼(アマチュア)の「あがき」が一種の甘えと考えられなくもない。そうであるとすれば,甘えが「世界史の救済者」たりうるものではないかという,外面的には捨象されているものが,むしろ逆に,主役として檜舞台に登場することになる一内面的に処理されるべき性質のものが,外面的な解決を要求されるのである(そうでなければ「甘え」は沈潜したままとなる)—。。

つぎに、掟の存在が必要条件になるという外面的な問題であるが、この場合には、両者ができうる限り対等であることが要求される一本来、(内面的に)対等でないものを対等を前提に「問答」を継続させるのであるから、矛盾が生じ、多方面での検討が必要になる一。カフカが、この「掟の門」の直前で(『審判』のなかで)、「法律の入門書」という言葉を使用しているように、この「問答」を継続することは法の基本(運命)を決定することにつながるのであるから、この「唯一眼に見える掟は、否定されえない」のである。男にとっては、「疑う余地のない掟は番人の存在そのもの」であるから、「この唯一の掟をわれわれ自身から奪おうとしてはいけない」のである。

たとえば、デオプラストスがのべているように、哲人でも賢人でもない(古代ギリシアの) 平凡な人びとが、こと法廷内では、「強烈で、個性味ゆたかな鋭い言論」をたたかわすことが、 「慣習として認められていた」という。したがって、「原告も被告も、そうした毒舌をもって、 互いに相手の弱点をつく」ことが、「契約当事者の立場が平等であることの一つの証である」 とみなしてもよい。しかし、契約法という特別法の観点からいえば、プロである番人とアマチュ アである男の「間答」は、どのような議論をもったとしても両者の「基礎」が平等でない、と いうことも明白である。それどころか、交渉の基準になる「掟など、ことによると全然存在し ないかもしれない」のであるから、「掟そのもの」の存在確認の有り様が「問答の継続(答え)」 を左右することになる。

メインものべているように、「法の発展」というものは、歴史的にみて、「ある社会が法の存在を認めるためにはまず主権が必要だからといって、その主権を確立するまで待っているわけにはゆかない」性質を、常に示してきている。両者の「立場」の違いを問題にする前に、「掟そのもの」の確認作業が前面に出てくる所以でもある。

ところが、掟を「刑法が引いた限界」という観点からみてみれば、刑法という法律は「秩序を秩序たらしめている"モラル"を逸脱したものはこのように制裁するという体制の"意思"」ということになる。特別法たる刑法の場合には、「掟そのもの」よりも、番人の「立場」の方が前面に押し出されているのである。したがって、「表や裏の"権力"が個を抑制し閉塞させるために敷いた"秩序"の境界線」によって、男は一方的に弱者の立場に立たされ、掟の内容

を自主的に吟味することができないのである。

古代ギリシャのいっそう古い時代においては、いわゆる正義の女神「テミス」のテミスという言葉は「掟」という意味の普通名詞だったという。そして、「掟」は文字に表現されていない規範のことであり、その規範は一民族一部族のアイデンティティーの「深層意識の核心」を示していた。テミスは「端的に」、掟の神と説明されているので、そのようなアイデンティティーを形成するものとして深層に存在する「掟」を、男は、必ず口に出して説明を受けなければ理解されないというものでもない。たとえ、番人が口頭では入門の許可を与えていなくても、その不許可の理由は彼自身にあるのではなく、彼のあずかり知らぬところに「入門禁止の規則が存在する」ということなので、番人の深層にある彼自身の掟に、男が繋がりをつければ、もっと早く入門できたはずである(繋がりがうまくゆかず、結局、死の間際になってしか、入門できることがわからなかった)。

どのような掟であっても、男にとって入門することは不可能ではない。神に不正の掟ーいかなる場合にも「絶対に」入門を許可しないことーは存在しないからである(現に彼は死の間際ではあるが、入門できることが判明した)。

しかし、たとえばリルケにとっては「正義は不正の掟に屈してしまっている」ので、男の「生のある間は、入門できない」ということは、当然の結論でもある。しかし、死後にしか、入門できないということは、彼個人にとっては、全く無意味でもある(一方、番人にとっては、正義は貫ぬかれていることになる)。)

普遍的な掟を求めて田舎からきた男は、「避難場所を求めている」のであるが、実は普遍的な掟は存在せず、ただ「普遍的と見える大きな掟」が、男の前に仮に、位置しているだけである(第二、第三の番人の存在が予告されているのだから、彼らに、普遍的な掟の内容の吟味を委ねてもかまわない)。男は、何も一生かけて入門しようと努力する必要はないのであって、直ちに、番人との契約を成立させればよい。「掟」というと、「我々は普通、多くの状況、多くの人間、多くの組織に適用され、多様な現象を万事に共通の図書へと還元するなにものかを思い浮かべる」。掟の「存在(あるいは、存在すると思い込むこと)」によって、自己保全を図るのであり、いわば、「避難場所をもとめて、一生、徘徊している」のであり、入門のために、門前で長いあいだ、努力していたのも、そのひとコマである。ところが、カフカは「安全な避難場所を持たない人間」であるので、男にとって、「掟」の位置(境界)が揺れ動くことになるのである。

「境界」が曖昧のために、結局のところ、契約不成立という事態にたちいってしまったのであるが、境界の「曖昧さ」という状況どころか、重要な点は、たとえば『変身』においては、人類と虫類の境界が消え失せてしまっているように、現実的には(少なくとも、男の一生の間には)、その「掟」の位置(境界)が「消滅」してしまっているということである。

カフカにおいては、「すべての構造的なもの、すべての建築的なものは、それが反復であり、しかも出来事の不在、決定の不可能の反復に過ぎないことによって、その反復の連鎖のなかで

解体され」る。したがって、「〈門の前〉」は、〈門の後〉でもあり、内部はすでに外部なのである」から、境界が「消滅」してしまっているのも、当然の現象ということであろう。

そうであれば、男は掟に関与していないということで、「完全な避難場所」には無縁な存在として、設定されることになる。さらに、男にとって、掟の内容がどのようなものであっても、掟が「彼の運命を左右する」ことはないということにもなるだろう。ひとえに、「入門如何」は彼の「深層意識」に横たわる慣習の有り様に左右されることになる。「習慣の本質は行為との関係においてではなく、むしろ行為主体が行為を通じて追求するところの究極の完全性との関係において探求されるべき」点にあるからである。。

そこで、ここで主体であるべき男の一つの行為、すなわち「門番に目くばせの合図をした」行為をとりあげる。思考の最初の形式は「物の面に目を向けること、目差から視線を投じること」であり、そして、それが「一切である」から、男の「目くばせ」の効果一生存中に、番人の許可を得て、入門することーは問題ではない。彼の「合図」は他人(番人)に対して意味があるのではなく、自分自身に向けたものとして、入門の可否を思考しなければならない。男が入門の可能性を考えるということは、「目を閉じることではな」く、視線を「外Aにある、あるもの(番人)」に向かって、投げかけることであって、そのことで、彼は「その物の中に対応するものを探すこと」になるのである。それが「思考の過程」であり、「問答」の意味があることになる¹⁶

相手が存在してこその「問答」ではあるが、自身のみに向けての「問答の継続」は、いわば、習慣が「(自然の最後の根底と反省的自由の最高の「点」との間には、同一の力の発展の度を示す無限の段階がある。そしてこの段階を昇るに従い、反対者の区別及び間隔が増し、これに伴って、知識の条件なる延長が増す。それは、初めが自然の深処に在り最後は意識の中に開花する一つの螺施の如きものである。)この螺施をば再び降り行き、それの発生と起源とを我等に教える」ようなものである。習慣は「反対と運動との領域内にのみ存在する」ので、男にとって、入門は自身の問題ではあるが、思考の継続のために(いわば自己保身のために)番人の存在が必要なだけである。もちろん、そのためにか、「習慣は、純粋な活動性、単純な統覚、思惟と存在の神的統一や同一よりも、低きにとどまる」ことになる。「習慣の最後の目的は、観念的なるものと実在的なるものとの、また実在と思惟との、自然の自発性の中での、不完全な同一性である。」

男が長い間、問い続けてきた、この同じ行為の繰り返しは、男にとって番人の手中にあると思われる「掟」とどのような関連があるのであろうか。「掟」の位置は曖昧に、かつ無限に広がっているが、男の行為は、その上位に位置していながら、具体的に存在している。長い間の継続行為は、継続すること自体が意味を持つようになるのであって、たとえばドイツにおいては、慣習法の一般的性質は、「たいへんな特色がある」と評されてもいるほどに地方において種々の慣習的法則が存在する。その地方における種々の団体の慣習的法則の内容を「確認する仕事」が、ドイツ国民の法律生活のもっとも重要な特徴の一つであり、男の「自己保身」のための「問

答」も、たくさんの地方の慣習のうちの一つにすぎないのである。¹⁸⁾

慣習は,「風土,宗教,法制,政治,欲求,教育,生活様式,社会的範例の違いによって」, 地域の諸部族のあいだで「それぞれに、その真正性が違っていて」、各人それぞれのうちでは、 「それらの原因の一つが強く作用するにしたがい,他の原因は作用力を弱める」ものである。 男の主観こそが「真正の掟」として、「男が存在すると思い込んでいる掟」より上位に立つ。 彼はそのことに気がつかないだけのことである。気がつかないからこそ長い間,黙々と「問答」 を持続したのである(もちろん、気がつかないからこそ、第三者からみて「真正」なのである が)。イェーリングの手になる Der Kampf um's Recht は,一般的には「『権利』のための闘争」 と翻訳されているが、「闘争において汝の『権利=法』を見出せ」という題辞が如実に示すよ うに,Recht は二重の意味を持つ。すなわち,とくに「権利」のみを指している場合には「主 観的意味におけるレヒト」であり、「法」のみを指していう場合には「客観的意味におけるレ ヒト」という言い方をする。そして、Gesetz をわたくし達は通常、法律(制定法)と訳して、 法と法律の関係をして「法の最広義の意味では,法は法律はもちろん,判例法,慣習法,場合 によっては条理も含む」と理解している。つまり、わたくし達は、(最広義の)法と、(議会の 制定手続きを踏んで,成文になっている)法律とを厳密に区別している。ところが,「掟の門」 では、その Gesetz が「法律」の意味ではなく、まさに男の「主観」が存在しなければ「掟」 たりえないものとして、位置づけられている。したがって、男が単なる「掟」を「権利」にま で昇華させるには,「主観的,能動的な闘争によって,自己の存在を貫いてゆかなければなら ない」のである²⁰⁾

田舎の、掟について何も知らない人(男)が、自己のために「主観を持て」というのは、『虎の皮を着た驢馬』というインドの物語を想起させる。番人が、虎の皮を着た驢馬であるなら、男が虎の皮を驢馬と見抜いたときに、番人の意向には関係なく入門できる。しかし、普通何も知らない人は、恐怖のあまり驢馬に近づこうとしないので、驢馬のしでかしていること一大へん働きものの驢馬は胃をすかしており、餌を大量に必要とする。その主人は驢馬に虎の皮を着せ、驢馬を他の人びとの穀物畑に連れて行く。そこで驢馬は思う存分むさぼり食うことができる一を知るはずもない。結局、番人が、贈り物に「気をひく」ような偶然がない限り、男は、生存中に入門できない。「掟」(入門の可能性)は、いつに、男自身の問題である。)

男の主観が前提ではあるが、かつまた偶然性も考慮しなければ解決(入門)にいたらない。いってみれば、「一つの政治的憲法というもの(が)二、三枚の紙の上に憲法の文句を記入することで、できあがるというものではなくて、それは、一つの生活状況および一定年数の、のろく、かつ集積された仕事—各人に受け入れられ、かつ次第に重ねられ、時には矛盾することさえある、法・慣習・伝統の仕事—であるように、一つの「(入門の可否についての) 掟」も、その粋組みの中に存在する。²²⁾

日本人は能動的な「『する』の論理」よりも、「『なる』の論理」を"よしとする"国民だといわれる。自己主張して「入門しようと『する』」のではなく、何らかの関係上一例えば、他

人からの『押しつけ』がある/他人を気遣って、あげた』、と思い込むことで一「入門することに『なる』」と、いうのである。これに対し、「掟の門」の男は依存体質であるとはいえ、とにかくにも「入門しよう」と『する』意思は、堅いようにみうけられる。法律学の「扉をたたく人」なので、リーガル・マインドがこれから育つ能力(下地)を備えているようにみえる。²³⁾

また、甘えは、「他者と一体となりたい」という、少なくとも意思の側面では、能動的なものであるから、男の「入門しようと『する』」意思のなかに、「甘え」観が潜んでいることも、考えられる。文学の世界では、「文学において特に許されている因果応報の法則」があるが、この作品の男の「行動」はまさに「ポウティク・ジャスティス」だけではないものがある²⁴⁾

一般的に「『とりかへばや』における個人は,現代における受けとめ方とは異なっていることを示しているが,なお現代においても,「個人」の感覚は日本人と欧米人とでは異なっているというべきであろう」とされる。しかし,「掟の門」は,「固有名詞のないもの」が主人公であって,これは,『とりかへばや』が全巻を通じて,固有名詞がひとつも出て来ないことに通じるところがある。「掟」に正面から,対峙しなければならない「ein Man」についての考察が必要な所以である。

注

- 1) カフカ「掟の問題」(前田敬作訳『決定版 カフカ全集 2』新潮社,1992年,74,75頁所収)参照。 以下,特に指示がない場合は同所からの引用。
- 2) 山本・前掲『ヨーロッパ「近代」の終焉』216頁参照。
- 3)「高瀬舟」では、自殺を図った弟の剃刀を喉から引き抜くことで弟を安楽死させた兄と、彼を護送する役人が対話(問答)する。役人は兄の行為が真に罪に値するかどうか自問自答するが、答えを出すことができない。これと同様に、掟の門の番人も、プロであっても、自身掟の内容が不明瞭であって、答えを出すことができない。その結果、男は長い年月を無駄に過ごすことになってしまったのである。この「問答の継続」の意義は、単に番人の行動(法解釈)のみがこの作品の主題ではなく、やはり、アマチュア側からみての「掟の有り様」に関する内面的と、外面的の2つの概念の対立・調和が「掟」の内容を決定するということにある。
- 4) 小島武司「『「甘え」と社会科学」・書評」(「時の法令」昭和55年7月23日号, 25, 26頁所収)参照。
- 5) ただし、アマチュアの「感情」は偶然的であり、プロの「存在そのもの」は必然的であるから、両者の対比は効果が薄いかもしれない。
- 6) ラオプラストス著/森進一訳『人さまざま』(岩波文庫, 1991年) カバーおよび121頁参照。
- 7) P. G. ヴィノグラドフ著/末延三次・伊藤正己訳『法における常識』(岩波文庫, 1993年) 33頁参照。 「主権者」という観点でいえば、特に男の立場が、影響大きい。
- 8) 井家上隆幸「大藪春彦『男の掟』(双葉文庫, 1994年) ・解説」同書, 337~341頁参照。
- 9) 保坂幸博『ソクラテスはなぜ裁かれたか』(講談社現代新書, 1993年) 64~69頁参照。
- 10) 『[メナール版] パスカル全集 (第二巻)』(白水社, 1994年) 66~295頁参照。
- 11) リルケ/谷友幸訳『神さまの話』(新潮文庫,平成3年)77頁参照。
- 12) リュディガー・ザフランスキー/山本尤・藤井啓司訳『人間にはいくつの真理が必要かー疎外論から他者論へ』(法政大学出版局, 1992年) 197頁参照。
- 13) 池内紀編訳『カフカ短篇集』(岩波文庫, 1991年)〈解説〉255~276頁所収参照。
- 14) 小林・前掲『起源と根源』11, 12頁参照。
- 15) 稲垣良典『習慣の哲学』(創文社,昭和56年) 28頁参照。

34 法と甘え(上)

- 16) 田中辰巳『習慣性の拒否あるいは意識の非連続性』(現美社,昭和62年) 130, 131頁参照。
- 17) ラヴェッソン著/野田又夫訳『慣習論』(岩波文庫, 昭和13年) 73, 74頁参照。
- 18) パウル・ヴィノグラドフ著/青山道夫訳「慣習と権利」(岩波文庫, 昭和12年) 43頁参照。
- 19) ディドロ, ダランベール編/桑原武夫訳編『百科全書-序論および代表項目-』(岩波文庫, 1976年) 316頁参照。
- 20) イェーリング著/村上淳一訳『権利のための闘争』(岩波文庫, 1982年) 32, 33頁参照。
- 21) エリアス・カネッティ著/岩田行一訳「群象と権力・下」(法政大学出版局, 1992年) 146, 147頁 参照。
- 22) G. フェレーノ著/伊手健一訳『権力論(上)』(竹内魯店, 昭和47年) 133, 134頁参照。
- 23) 渡辺洋三「法律学への旅立ち リーガル・マインドを求めて」(岩波書店, 1990年)帯,参照。
- 24) イェーリング・前掲書, 96頁参照。
- 25) 河合隼雄『とりかへばや, 男と女』(新潮文庫, 平成6年) 226頁参照。